



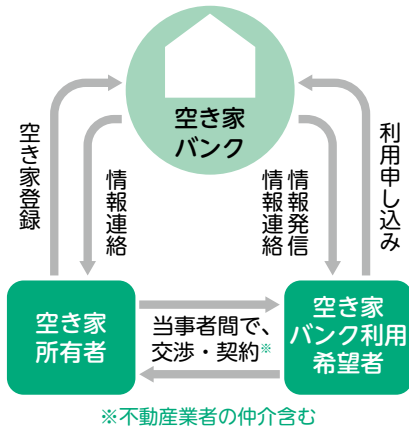
未来を変えるために、まずは「いま」から。

「空き家バンク活用制度」

空き家バンク活用制度とは

町内にある空き家の有効活用を目的として、空き家を貸したい・売りたいという所有者と、空き家を借りたい・買いたいという移住希望者等に対して、空き家の情報を提供する制度です。登録いただいた空き家は、遊佐町I・J・Uターン促進協議会のホームページ上で掲載しており、平成24年から本格的に始まった空き家バンクを利用して、令和2年3月31日までに243人の方が遊佐町に移住されました。

表1は、24年度からの空き家バンク実績、表2は、各地区の空き家バンクでの成約数と移住世帯数です。



【表1】 空き家バンク実績

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	計
登録件数	2	7	8	25	17	15	17	14	105
移住希望件数(※1)	8	20	16	39	36	30	33	27	209
成約数(※2)	1	4	8	17	19	12	12	12	85
移住世帯数(人数)(※3)	1(2)	5(13)	8(24)	17(28)	22(60)	18(39)	19(40)	15(37)	105(243)

※1 町内の空き家バンク利用希望者を含む ※2 町内の方が成約した分を含む ※3 町外者のみ

【表2】 地区ごとの空き家バンク成約数と移住世帯数(人数)(H24～R元年度末現在)

	巖岡	遊佐	稲川	西遊佐	高瀬	吹浦	計
成約数	8	28	9	13	14	13	85
移住世帯数	12(23)	35(79)	12(30)	19(43)	14(37)	13(31)	105(243)

空き家バンク物件Q&A

空き家所有者さんの疑問にお答えします

Q 家財が残ったままで、リフォームもしないと住める状態ではないのですが、空き家バンクに登録できますか？

A 登録をする際は住宅の状態を確認させていただきます。家財やリフォームについては双方の意向によって異なりますが、家財道具処分やリフォームの補助金がございますので、ご案内いたします。

Q 物件を登録しても遠方に住んでいるため、空き家内覧に対応できません。

A 空き家バンクに登録をしても、町が登録物件を管理するわけではないので、所有者さんから鍵を開けて来ていただきます。ただし、空き家バンク登録物件に限り、有料でNPO法人いなか暮らし遊佐応援団が鍵管理サービスを行っております。詳細はお問い合わせください。

Q 借主・買主はすぐに見つけるのですか？

A 建物の状態や需要の有無、タイム

ングによって異なるため、すぐに見つかるとは限りません。登録期間は2年間で、この間に借主・買主が見つからない場合は再登録も可能です。

Q 空き家バンクの情報はどのように公開されているのですか？

A 遊佐町I・J・Uターン促進協議会のホームページで公開されており、誰でも閲覧が可能です。新規登録物件は水曜日に掲載しています。なお、空き家の所在地(物件の住所)は公開しておらず、物件の内覧ができるのは空き家バンク利用者登録をした方のみになります。

【表3】 令和元年度移住者
移住前の居住地と年齢(移住時)

移住前の居住地(世帯数)				
県内	県外	計		
11	4	15		
移住者の年齢(人)				
～10代	20～30代	40～50代	60代～	計
10	12	10	5	37